

学習者用端末等使用条件

令和3年4月1日現在

- 1 学習者用端末やモバイルルータを借り受けた児童生徒と保護者の皆さんは、注意をもって正しく使用・管理してください。
- 2 端末及びルータの使用については、次の行為を遵守してください。
 - (1) 学校が認めた家庭学習活動等以外の目的で使用しないこと
 - (2) 原則として児童生徒の自宅で使用すること
 - (3) 設定等を変更しないこと
 - (4) 個人情報等重要データを保存しないこと
 - (5) 他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと
 - (6) 目的外のインターネットの使用は行わないこと
 - (7) セキュリティの維持に努めること
 - (8) ID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと
 - (9) 他者に使用させ、又は転貸しないこと
 - (10) 売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと
 - (11) 他者に対し被害や悪影響を与えないこと
 - (12) ストラップ（ショルダーベルト）を使用するか、机の上において使用すること
 - (13) 充電中は使用しないこと
 - (14) 学校が別に定める規定等に反する行為を行わないこと
- 3 学校から端末及びルータの利用及び管理に関して別に指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 4 定められた使用条件に違反した場合又は特に必要と認める場合、端末及びルータを返却していただくことがあります。その場合には、直ちに返却をお願いします。
- 5 端末及びルータの貸付料及びルータの通信料は、無料です。
- 6 借り受けた後に、パソコンなどの端末環境やインターネット環境が整備されて貸付の対象でなくなった場合は、速やかに端末及びルータを校長（学校）へ返却してください。
- 7 貸付期間の終了日までに端末及びルータを校長（学校）へ返却してください。
- 8 端末及びルータを破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡し、学習者用端末等破損・紛失等届を校長（学校）へ提出してください。端末及びルータに係る実費弁償を負担していただく場合があります。
なお、住居侵入等による第三者による盗難等、使用者の責に帰さない事象については、警察へ被害届を提出し、被害届受理番号を確認してください。
- 9 その他、端末及びルータの使用に際しては、学校の指示に従ってください。